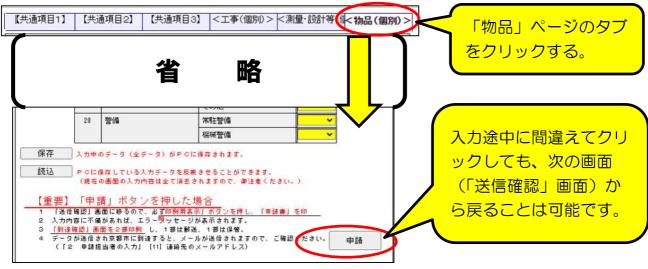
【共通項目1】【共通項目2】【共通項目3】ページと、申請する資格(工事/測量・設計等/物品)の個別ページの入力が完了したら、「物品」ページの画面一番下の右端にある「申請」ボタンをクリックして京都市あてにデータ送信してください。

### 1 データ送信とエラーチェック

### (1) データ送信

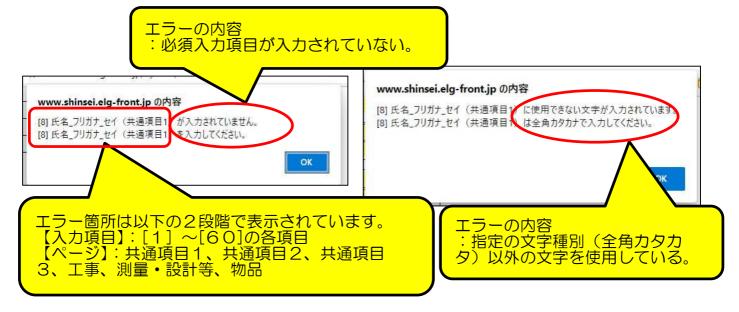
データ送信するための**「申請」ボタンは「物品」ページにだけ設置**されています。 (「物品」に登録申請しない場合も、このページのボタンを使用します。)

(物品) ページ



#### (2) エラーチェック

「申請」ボタンをクリックすると、入力内容に形式面の不備(必須項目の入力漏れ、「全角カナ」等文字種別誤り)がなければ「送信確認」画面に移りますが、入力内容に不備があればエラーメッセージが表示されるので、表示内容から、どの項目のどういうエラーかを確認したうえで、修正入力し、再度「申請」ボタンをクリックしてください。

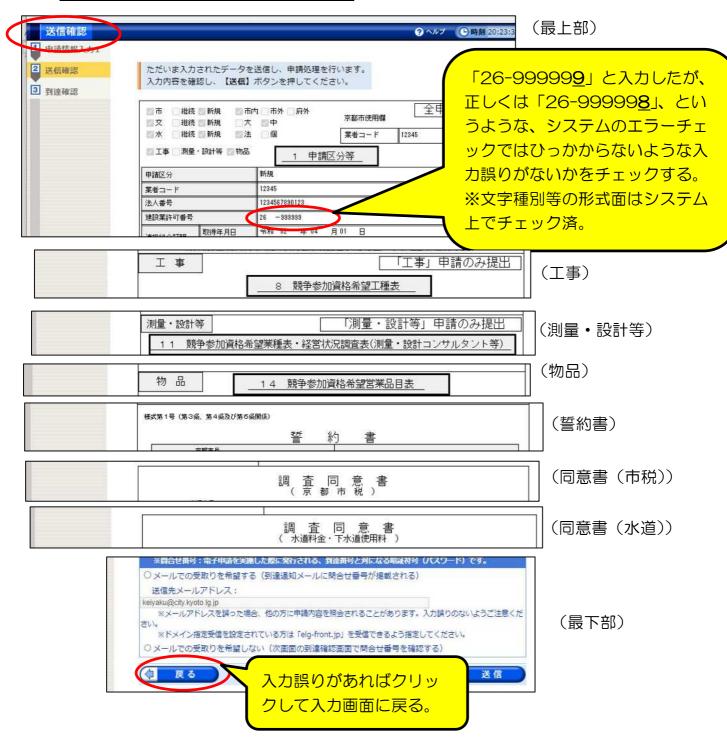


### 2 「送信確認」画面 と 「申請書」印刷

「申請」ボタンをクリックすると「送信確認」画面に移るので、入力内容に誤りがないかを再度確認し、「**「印刷用表示」ボタンをクリックして必ず「申請書」を印刷**したうえで、データ送信してください。

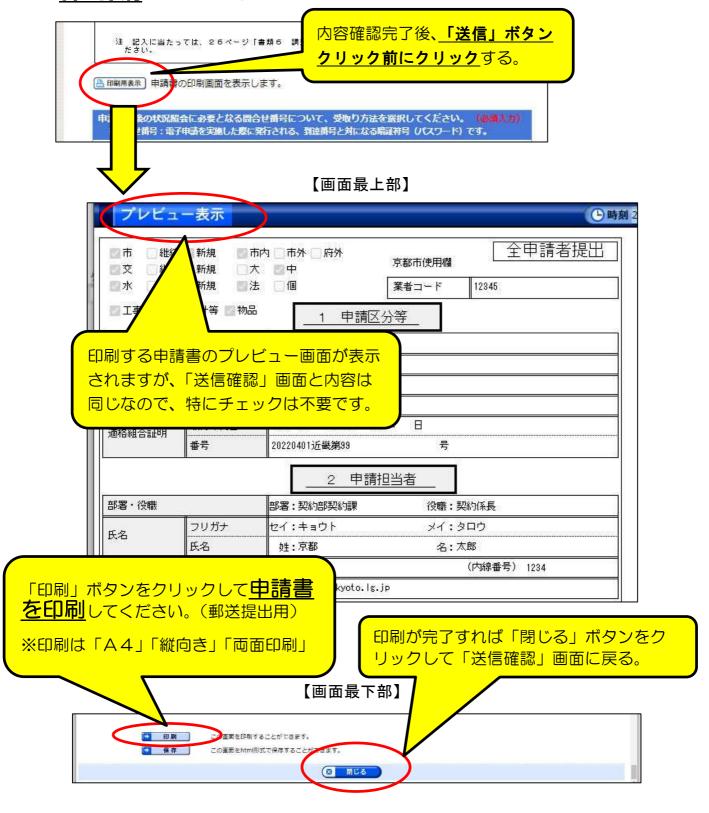
### (1) 「送信確認」画面-1

下図のように、入力した全項目が表示されます。<u>誤りがあれば最下部の「戻る」ボ</u>**タンをクリックして入力画面に戻り入力**し直し、再度、「次へ」ボタンをクリックする。

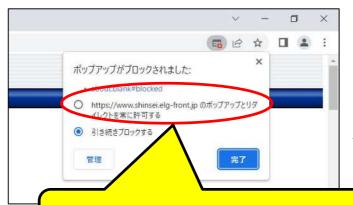


#### (2) 申請書印刷

入力に誤りがなければ、「送信」ボタンをクリックする前に、「印刷用表示」 ボタンをクリック して申請書印刷画面を表示させ、本市に郵送提出するための申請 書を印刷してください。



#### (注意点1)

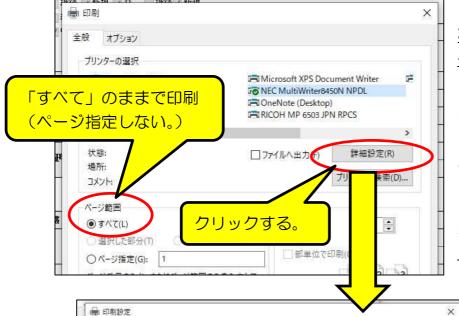


「印刷用表示」ボタンをクリックした際に左図のような「ポップアップがロックされました」というウインドウが表示されることがあります。

この場合、**「許可する」にチェックを 入れ「完了」をクリック**すれば次の画 面が表示されます。

P1「1動作環境の確認」記載の方法でブラウザ の設定を修正すれば表示されなくなります。

#### (注意点2)



お気に入り(J):

県稿サイズ(E):

原稿サイズと同じ

長辺とじ

A 標準

A4

面面(R):

基本 給紙/排出 グラフィックス スタンブ/フォーム 詳細設定

a

→ 設定(X)\_

プリント種類(T):

A4 (100%)

通常プリント

「申請書」を印刷する際は、「共通 項目1」~「同意書(水道)」の全 ページが印刷されます。

(たとえ個別ページは「工事」しか申請(入力)していない場合でも、「測量・設計等」「物品」のページも印刷されます。)

印刷される紙のサイズ等を設定するために、「**詳細設定」ボタン**をクリックしてください。

「印刷設定」ダイアログで、

【原稿サイズ】A4

【原稿の向き】たて

【両面】両面印刷する

に設定してから印刷を。

▽ 保存(V)\_ **編集(I)**\_

原稿の向き

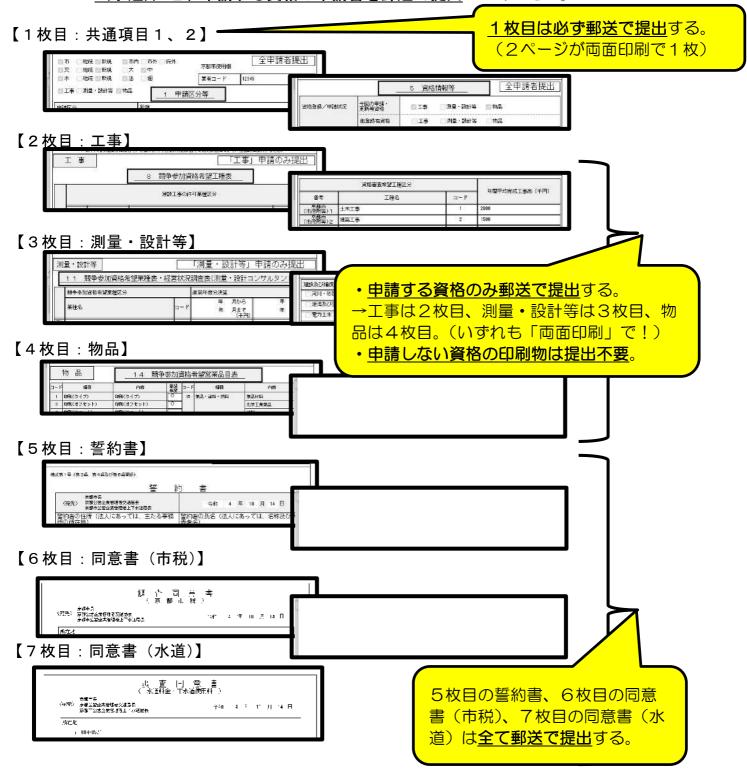
✓ 4 □原稿180°回転(Q)

まとめて1枚(N):

Nアップしない

□ 倍率を指定する(Y): 10~400%(Z): 100 % 部数(C): 1

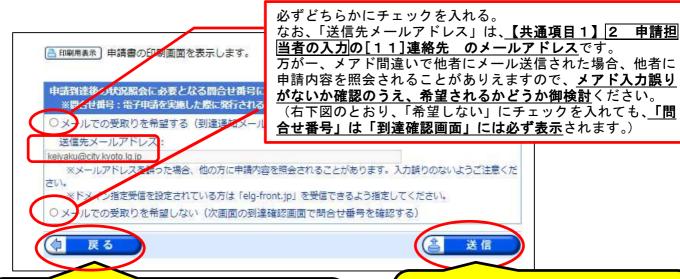
「共通項目 1、2」が 2ページ、「工事」が 2ページ、「測量・設計等」が 2ページ、「物品」が 2ページ、「共通項目 3」が 5ページ(「誓約書」「同意書(市税)」が各 2ページ、「同意書(水道)」が 1ページ)、の計 1 3ページ(両面印刷で 7 枚)が印刷されますので、「共通項目 1、2」「共通項目 3 (誓約書、同意書(市税)、同意書(水道))と、申請する資格の申請書を郵送で提出してください。



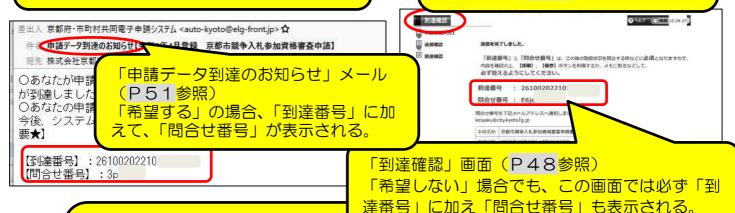
### (3) 「送信確認」画面-2

入力内容に誤りがなく、かつ、(2) で 「申請書」の印刷も完了したら、「送信」ボタンをクリックして、入力した内容をデータ送信してください。

なお、**受付・審査状況の確認や、令和5年3月末の審査結果通知書の確認**をするためシステムにログインする際に必要な<u>「問合せ番号」(詳細はP49参照)</u>を、データ送信後に申請担当者のメールアドレスに送信される<u>「申請データ到達のお知らせ」メール</u>(詳細はP51参照)に掲載したい場合は、下図の「希望する」にチェックを、そうでなければ「希望しない」にチェックを入れてください。(必ずどちらかにチェックを入れてください。)



「申請書」の印刷後でも「戻る」ボタンはク リック可能ですが、修正入力した場合は、 「申請書」も再度印刷してください。 「送信」ボタンをクリックする。 ⇒データ送信が確定するため、これ 以降の修正等は「補正」(P55)、 「取下げ」(P57)で行う。



### 【重要】

なお、入力・送信が完了しても、「申請書」を含めた<mark>提出書</mark> 類の郵送がなければ受付は完了しません。(提

出書類は「申請の手引」の「7 提出書類について」で確認を)

### 8 到達確認画面

3の「送信確認」画面で「送信」をクリックしたことで、データ送信は完了しました。 その申請データに対する「**到達番号」及び「問合せ番号」が『到達確認』画面に表 示**されますが、これらの番号は、その後の申請内容の照会、補正入力や審査結果等の 通知の確認などを行う際に必要となります。

### 【重要】

この画面(「到達確認画面」)を2部印刷し、1部を郵送提出、もう1部を**令和5年3月末の審査結果 通知の発送まで、必ず手元で保管**してください。

番号がわからなくなると、システムにログインして修正や審査結果通知の**確認ができなくなります**ので注意してください。

